学生等の会費の減額に関する規程

平成３０年６月９日制定

１　目的

特別活動研究の裾野を広げ、教員を目指す学生等の入会促進を図る視点から学生等の会費を減額する措置について定める。

２　対象

学会費の減額対象者は、現職を持たない学生及び院生とする。

３　減額

減額会費は、会費の半額とする。

４　減額会費の納入

減額会費は、振込み又は現金納入とする。

５　減額措置の期間

減額措置は単年度とする。ただし、対象資格を有する場合は、継続して申請できる。

６　入会希望者

対象資格を有する入会希望者は、入会申込書と併せて会費減額申請書を事務局長へ提出することによって、当該年度の会費を減額できる。

７　現会員

対象資格を有する現会員は、年度途中での減額措置はできない。ただし、２月末日までに会費減額申請書を事務局長へ提出することによって、次年度の会費を減額できる。

８　減額措置を受けている会員

次年度も対象資格を有する場合は、２月末日までに会費減額申請書を事務局長へ提出することによって、次年度の会費を減額できる。ただし、次年度に対象資格を有しない場合は、会費は減額できない。

９　入会希望者の減額会費の納入

入会承認の通知を受けた後、指定の期日までに減額会費を納入しなければならない。

10　現会員の減額会費の納入

学会からの会費納入請求により、５月末日までに減額会費を納入しなければならない。

11　減額措置を受けている会員の減額会費の納入

学会からの会費納入請求により、５月末日までに減額会費を納入しなければならない。ただし、減額措置の継続を希望しない場合は正規の会費を期限までに納入しなければならない。

12　会員資格の喪失

前記６、７、８の該当者は、指定の期日までに減額会費又は正規会費の納入がない場合は、会則第６条の規定に関わらず、指定の期日の翌月から会員資格を喪失する。

13　会費減額申請書

様式は別に定める。

14　専決

会費の減額に関して本規程に定めのない事項は、事務局長が会長と協議して専決できる。

付則

１　本規程は平成 30 年８月 26 日から施行する。

日本特別活動学会会長　様

会　費　減　額　申　請　書

申請年月日　　年　　月　　日
申請者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、「学生等の会費の減額に関する規程」に定める対象者ですので、同規程に基づき下記の通り会費の減額を申請します。

記

区分（○囲み）	Ａ　新規入会　　Ｂ　継続　　Ｃ　現会員
在籍大学名（学部・学科）	＿＿＿＿学年
学籍番号	
氏名	
住所（発送物送付先）	〒
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	@

郵送で申請する場合は、学生証のコピーを余白に貼り付けてください。
メールで申請する場合は、学生証をＰＤＦや写真などにして添付ファイルで送ってください。

※注意　　学生証の添付がない場合は申請不備で減額が認められません。